

堺市・美原町合併協議会の調整内容

専門部会名 議会・行政委員会専門部会(農業)

協定項目	7 農業委員会委員の定数及び任期の取扱い	関係項目	農業委員会委員の定数及び任期
調整の内容	堺市制度で実施する。 なお、美原町の農業委員会の選挙による委員については、市町村の合併の特例に関する法律第8条第1項第2号の規定を適用する。		
現 況		調整の具体的内容	
堺 市		美 原 町	
<p>名称：農業委員会委員の定数及び任期</p> <p>内容</p> <p>1 委員の定数</p> <p>(1)選挙による委員 計 25 人</p> <p>第1選挙区 8人</p> <p>第2選挙区 5人</p> <p>第3選挙区 8人</p> <p>第4選挙区 4人</p> <p>(2)選任による委員 計 7 人</p> <p>農業協同組合・農業共済組合 の推薦による委員 2人</p> <p>議会の推薦による委員 5人</p> <p>2 委員の任期</p> <p>平成 14 年 7 月 15 日～平成 17 年 7 月 14 日</p>		<p>名称：農業委員会委員の定数及び任期</p> <p>内容</p> <p>1 委員の定数</p> <p>(1)選挙による委員 計 15 人</p> <p>(2)選任による委員 計 5 人</p> <p>農業協同組合の推薦による委員 2人</p> <p>議会の推薦による委員 3人</p> <p>2 委員の任期</p> <p>平成 14 年 7 月 20 日～平成 17 年 7 月 19 日</p>	
		<p>美原町の農業委員会の選挙による委員については、市町村の合併の特例に関する法律（昭和 40 年法律第 6 号）第 8 条第 1 項第 2 号の規定を適用し、堺市の農業委員会委員の在任期間である平成 17 年 7 月 14 日まで、引き続き堺市農業委員会の選挙による委員として在任するものとする。</p> <p>ただし、美原町の農業委員会の選任による委員は失職する。</p> <p>なお、在任特例期間終了後の委員定数については、法令の基準に基づき調整する。</p>	